

中小企業退職金共済

『中小企業退職金共済』は、昭和34年に国の中小企業の対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた社外積立型の退職金制度であり、運営については(独)勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部があたっています。

《 特 色 》

- 事業主が機構・中退共と退職金共済契約を結びます
- **掛金月額**は5千円～3万円までの16種類から選べます
- 新規加入又は月額変更の場合、**掛金の一部**を国が助成します
- 掛金は**損金(法人)**または**必要経費(個人事業)**として、全額非課税です
- 毎月の**掛金**は**口座振替**で、管理が簡単です
- 退職金、機構・中退共から**直接、従業員に支給**されます

詳細は、下記、(独)勤労者退職金共済機構中退共HPをご覧ください

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

— お申し込み・お問い合わせは —

茨城県中小企業団体中央会

TEL 029-224-8030 まで